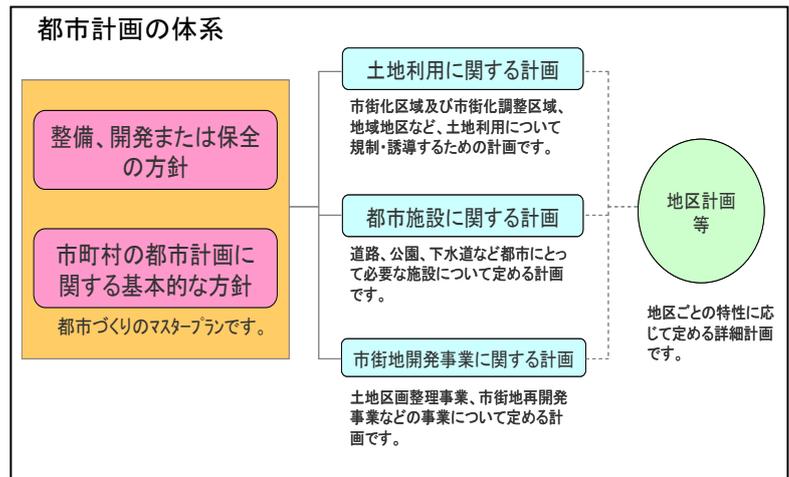


都市計画審議会とは

土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、道路や公園などまちづくりに必要な多くのことがらを、相互の関係を考えながら地方公共団体が定めているのが「都市計画」です。

都市計画審議会では、これらの「都市計画」を決定または変更するにあたって、都市計画法の規定に基づき、下記に示す事項の調査審議等を行っています。



- ① 中井町が決定する都市計画について調査審議を行う
- ② 町長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議を行う
- ③ 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議を行う

● 市町村都市計画審議会の設置

都市計画法第77条の2第1項において「この法律により、その権限に属される事項※を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に都市計画審議会を置くことができる。」と定められています。

また、同法第77条の2第2項で「市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。」と定められています。

具体的には、町決定である都市計画について、その都市計画の案を審議していただき、審議会として都市計画決定・変更することが適当であるか否かを決定していただきます。

※「権限に属される事項」⇒市町村決定の都市計画のこと。

都市計画の決定には都道府県が定めるものと市町村が定めるものがあります。

● 都市計画審議会の役割

都市計画は、都市の将来像を決めるものであり、かつ、土地に関する関係者の権利や利害をはじめ町民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を決定する前に第三者（学識経験者・議員など）からなる都市計画審議会の議を経て都市計画を定めるものとなっています。（都市計画法第19条第1項）

※町決定の主な都市計画

<土地利用に関する計画>

- ・用途地域
- ・地区計画
- ・景観地区
- ・防火地域及び準防火地域 など

<市街地開発事業に関する計画>

- ・施行面積 50ha 以下の土地区画整理事業
- ・施行面積 3 ha 以下の市街地再開発事業 など

<都市施設に関する計画>

- ・4車線未満の町道
- ・面積が 10ha 未満の公園や緑地
- ・ごみ焼却場
- ・公共下水道 など